

公益財団法人日本体育協会公認「スポーツリーダー」およびスポーツ少年団「認定員」 資格取得までの流れ

スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会受講

講習会の全科目を修了し
検定試験に合格したもの

・講習会未修了者
・検定試験不合格者

・平成29年度中に全課程を受講すること。
・平成29年度中に限り1度だけ再受講することが可能。

平成29年度スポーツ少年団
指導者登録者

* 3月末に「スポーツリーダー」「認定員」
として資格認定
(市町村スポーツ少年団を通じて)

平成29年度スポーツ少年団
未登録者

* 平成30年度スポーツ少年団指導者登録
確認後に認定(10月末頃)
* 平成30年度指導者登録しなかった場合
は資格取得抹消となるので注意すること。

有資格指導者不在団は、平成29年度の指導者登録をしたうえで講習会を受講すること。

★スポーツリーダーおよび認定員資格を保有すると・・・

- * (公財)日本体育協会公認スポーツリーダー、スポーツ少年団認定員の資格を兼ねた認定証を発行します。
また、同時に認定ワッペン、指導者必携書も送付いたします。
- * 認定番号(資格番号)はスポーツリーダー、認定員共に同一番号となります。

★資格の喪失

- * スポーツリーダー
スポーツリーダーの資格、今回認定になると、永久資格となります。
- * スポーツ少年団認定員
スポーツ少年団指導者登録が抹消となった時点で、同時に資格も喪失となります。